

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月

市内事業者 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇
(公 印 省 略)

ダンピング受注の防止に向けた取組みについて（通知）

日頃より市政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、当市では、公共工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底の要因となるダンピング受注を防止することを目的として、地方自治法施行令に規定する「低入札価格調査制度」を導入しているところです。

一方、近年の建設業を取り巻く状況は、依然として担い手の不足や物価高騰に伴い適切な価格転嫁が担保されていないといった課題が挙げられており、建設業を取り巻く状況を改善するためには、公共工事の発注者である地方自治体が率先してダンピング受注の防止に向けた取組みを推進することが求められています。

当市としては、これらの課題解決に向けた取組みとして、公共工事の適正な履行を確保するとともに、建設業の健全な発達により地域経済の活性化につなげることを目的として、令和 8 年 4 月 1 日より、地方自治法施行令に規定する「最低制限価格制度」を導入することとしましたので、お知らせいたします。

なお、最低制限価格制度の実施要綱につきましては、龍ヶ崎市公式ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただけますと幸いです。

【最低制限価格制度（今回導入）】

あらかじめ基準となる価格（最低制限価格）を設定し、最低制限価格を下回る入札があった場合に、その入札者を失格とする制度

【低入札価格調査制度（導入済）】

あらかじめ基準となる価格（調査基準価格）を設定し、調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札者の入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて、調査を行ったうえで落札者を決定する制度（失格基準あり）

【最低制限価格制度の概要】

- (1)対 象：予定価格（税込）が200万円を超え、3,000万円未満の建設工事
 ※予定価格（税込）が3,000万円以上の建設工事については、引き続き「低入札価格調査制度」で対応
- (2)適 用：令和8年4月1日以後に入札公告又は指名を行う建設工事から適用
- (3)その他：最低制限価格を下回る価格により入札をした者があった場合は、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者（落札候補者）と決定

【低入札価格調査制度と最低制限価格制度のイメージ図】（引用：総務省資料）

